

## 取調べの全過程の可視化を求める意見書

一昨年５月２１日から裁判員制度が導入され、一般市民が公平・公正かつ法と証拠に基づく司法判断に参加し、その際、国民感覚が反映されるようになることが期待されている。しかしながら、裁判員となった国民が、刑罰の判断を下すうえにおいての心理的負担が大きくなっており、その要因を排除するためにも、一般の市民にとって分かりやすい手続きが行われなければならないことは言うまでもない。できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけないことが、この制度を成功させるうえで大切なこととなる。

そして、公正な取調べが行われていること、それが検証されることは重要なことである。言い換えれば捜査官による違法な取調べが行われ、威圧・暴行や利益誘導等による自白強要、その結果としての虚偽自白によって、えん罪が発生することは断じて許されない。

このような観点から、取調べの可視化は不可欠なものであり、それによって裁判を通じて、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、正確に行われることが期待できる。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取調べの一部録画を試行し、警察庁は取調べ状況を監督する部門の創設など、取調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取調べを確保する必要があることと、被疑者取調べの録音・録画による、いわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取調べのあり方を見直すことが必要である。

よって、国におかれては、録音・録画による刑事事件の取調べの全過程可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２３年９月１４日

大和高田市議会